

旭川医科大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐司

旭川医科大学共同研究取扱規程の一部を改正する規程

旭川医科大学共同研究取扱規程（平成16年旭医大達第42号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(受入れ手続き)</p> <p>第3条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、別紙第1号様式による申請書を学長に提出しなければならない。</p> <p>2 民間機関等の長は、前項の申請書の提出にあたり、あらかじめ講座等の長（<u>寄附講座又は共同研究講座においては、当該講座を実施する講座等の長をいう。以下同じ。</u>）を経て、研究代表者と協議するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(民間等共同研究員の取扱い及び研究料)</p> <p>第7条 <u>民間等共同研究員の本学における所属は、派遣先の講座等とする。</u>（新設）</p> <p>2 <u>民間等共同研究員は、派遣先の講座等の長の責任の下に研究を行う。</u>（新設）</p> <p>3 <u>民間等共同研究員が本学の施設・設備を使用する場合、本学職員に準ずる者として取り扱う。なお、使用にあたり必要となる手続き</u></p>	<p>(略)</p> <p>(受入れ手続き)</p> <p>第3条 共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長は、別紙第1号様式による申請書を学長に提出しなければならない。</p> <p>2 民間機関等の長は、前項の申請書の提出にあたり、あらかじめ講座等の長を経て、研究代表者と協議するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(研究料)</p> <p>第7条</p>

及び遵守する事項についても、本学職員と同様とする。(新設)

- 4 民間等共同研究員の研究料の額は、1人につき月額34,000円とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)により定められた税率を乗じて得られた額(1円未満の端数が生じる場合には、その端数を四捨五入する。)を、加算するものとし、日割り計算はしないものとする。
- 5 研究料は、共同研究契約を締結した後、直ちに相手方民間機関等から徴収するものとする。
- 6 既納の研究料は、これを返還しない。

(略)

附 則

この規程は、令和5年5月10日から施行する。

(略)

【改正理由】

講座等の長の定義及び共同研究員の学内における取扱いを明確にするため、所要の改正を行うものである。

民間等共同研究員の研究料の額は、1人につき月額34,000円とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)により定められた税率を乗じて得られた額(1円未満の端数が生じる場合には、その端数を四捨五入する。)を、加算するものとし、日割り計算はしないものとする。

- 2 研究料は、共同研究契約を締結した後、直ちに相手方民間機関等から徴収するものとする。
- 3 既納の研究料は、これを返還しない。

(略)

(略)